（無断複写・転載を禁ず）

第75回税理士試験　法人税法
第二問（計算）解答

〔表示内容の説明〕

配　点：★ ・・・ 2点、● ・・・ 1点

(1)

【資料2】

調整	加算・減算の別	金額
建物C圧縮積立金認定損	減算	30,000,000●
機械装置D圧縮積立金認定損	減算	10,000,000●
建物C圧縮積立金積立超過額	加算	15,241,529●
機械装置D圧縮積立金積立超過額	加算	10,000,000●
建物C減価償却超過額	加算	789,170●
機械装置D減価償却超過額	加算	83,612●
特別償却準備金取崩不足額	加算	1,800,000●

計算過程

1　保険差益の圧縮記帳

機械装置Dは、機械装置Bと設備の種類が異なり、類似するものではないため、代替資産に該当しない。

①　滅失経費の按分

建物A　2,265,000×50,000,000／75,000,000＝1,510,000

②　差引保険金等の額

建物A　50,000,000－(5,000,000＋1,510,000)＝43,490,000

③　保険差益の額

建物A　43,490,000－28,600,000＝14,890,000

④　圧縮限度額

建物C　$14,890,000 \times \dfrac{43,490,000(注)}{43,490,000} \times \dfrac{59,470,000}{60,000,000} = 14,758,471$

（注）60,000,000 ＞ 43,490,000　∴　43,490,000

⑤　圧縮超過額

建物C　30,000,000－14,758,471＝15,241,529

機械装置D　10,000,000

2　減価償却

①　建物C

イ　みなし取得価額

$$60,000,000 - \left(14,758,471 + 530,000 \times \frac{14,890,000 \times \dfrac{43,490,000}{43,490,000}}{60,000,000}\right) = 45,110,001$$

ロ　償却限度額

45,110,001×0.053＝2,390,830

ハ　償却超過額

3,180,000－2,390,830＝789,170

（無断複写・転載を禁ず）

【資料２】（続き）

計算過程
②　機械装置Ｄ イ　判定 41,415,500×0.167＝6,916,388 ≧ 42,000,000×0.05566＝2,337,720　∴　通常償却● ロ　償却限度額 41,415,500×0.167＝6,916,388 ハ　償却超過額 7,000,000－6,916,388＝83,612 3　特別償却準備金取崩不足額 $(13,000,000-400,000)\times\frac{12}{84}=1,800,000$

（無断複写・転載を禁ず）

【資料３】

調整	加算・減算の別	金額
土地Ｅ圧縮超過額	加算	4,580,000●
土地Ｅ取得価額計上もれ	加算	825,600●
建物Ｆ減価償却超過額	加算	14,685,834●

計算過程

1　交換差益金の圧縮記帳

①　適用判定

土地Ｅ　68,800,000－65,000,000＝3,800,000 ≦ 68,800,000×20％＝13,760,000　∴　適用あり

建物Ｆ　建物Ｈと同一の用途に供していないため、適用なし

②　圧縮限度額

土地Ｅ　68,800,000－(32,000,000＋780,000＋3,800,000)＝32,220,000

③　圧縮超過額

土地Ｅ　36,800,000－32,220,000＝4,580,000

建物Ｆ　6,000,000　→　償却費として扱う

2　減価償却

①　取得価額

購入手数料及び改修工事費用は取得価額に算入し、修繕費として扱う。

15,200,000＋182,400＋7,000,000＝22,382,400

②　耐用年数

7,000,000 ≦ 55,000,000×50％＝27,500,000　∴　見積可能

7,000,000 ≦ (15,200,000＋182,400)×50％＝7,691,200　∴　簡便法見積耐用年数

31年－14年＋14年×20％＝19.8　→　19年●

③　償却限度額

22,382,400×0.053×3／12＝296,566

④　償却超過額

(1,800,000＋6,000,000＋182,400＋7,000,000)－296,566＝14,685,834

（無断複写・転載を禁ず）

【資料４】

調整	加算・減算の別	金額
前期未収法人税等消却否認	加算	7,924,500●
法人税等の中間納付額に係る還付金額	減算	5,532,800●
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額	減算	2,107,364★
損金経理納税充当金	加算	13,736,700●

計算過程

1　所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額
　824,865＋1,282,499＝2,107,364
2　法人税等の中間納付額に係る還付金額
　5,101,900＋430,900＝5,532,800

【資料５】

調整	加算・減算の別	金額
役員給与の損金不算入額	加算	9,960,000●
過大使用人給与の損金不算入額	加算	1,920,000★
未払賞与否認	加算	13,300,000●

計算過程

1　同族会社の判定
　①　株主グループ
　　イ　Ｉグループ　4,000株＋500株＝4,500株
　　ロ　Ｊグループ　3,000株＋500株＝3,500株
　　ハ　Ｍグループ　2,000株
　　ニ　合計　10,000株
　②　判定

$$\frac{10,000株}{10,000株}=100\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社●}$$

2　役員判定
　Ｉ、Ｊ、Ｍ…役員、Ｎ…特殊関係使用人

	50%超基準	10%超基準	５%超基準	判定
K	○	○	○	役員 ●
L	○	○	×	兼務役員 ●

（無断複写・転載を禁ず）

【資料５】（続き）

計算過程
3　役員給与の損金不算入額 ①　法人税法第34条第１項に基づくもの イ　Ｉに対する賞与は、届出額と支給額とが同額であるため、事前確定届出給与に該当する。 Ｊに対する賞与は、届出額と支給額とが異なるため、事前確定届出給与に該当せず、損金不算入である。 ∴　1,500,000＋2,000,000＝3,500,000● ロ　Ｋに対する賞与は、Ｋが使用人兼務役員とされないため、役員分に該当し、事前確定届出給与に該当しないため、損金不算入である。 Ｌに対する賞与は、使用人分として支給されているため、この項による損金不算入額は生じない。 ∴　2,000,000● ハ　イ＋ロ＝5,500,000 ②　法人税法第34条第２項に基づくもの イ　ロ以外のもの (a)　実質基準 Ｍ　2,760,000－1,200,000＝1,560,000● (b)　形式基準 ・　取締役 18,000,000＋5,000,000＋15,600,000＋8,400,000＋6,000,000＋3,960,000－55,000,000＝1,960,000 ・　監査役　2,760,000－3,000,000＝△→ 0 ・　合計　1,960,000● (c)　(a)＜(b)　∴　1,960,000 ロ　使用人兼務役員の使用人分賞与で、他の使用人と異なる時期に支給されたもの Ｌ　2,500,000● ハ　イ＋ロ＝4,460,000 ③　役員給与の損金不算入額 ①＋②＝9,960,000 4　過大使用人給与の損金不算入額 Ｎ　2,520,000－600,000＝1,920,000 5　使用人賞与 未払賞与については、支給対象者を支給日に在籍した者に限定しているため、当期に損金算入されない。

（無断複写・転載を禁ず）

利益積立金額の計算に関する明細書　　（単位：円）

区　　分	期首現在利益積立金額	当期の増減 減	当期の増減 増	差引翌期首現在利益積立金額
利益準備金	12,000,000		500,000	12,500,000●
建物Ｃ圧縮積立金			30,000,000	30,000,000
機械装置Ｄ圧縮積立金			10,000,000	10,000,000 ●
建物Ｃ圧縮積立金積立超過額			15,241,529	15,241,529
機械装置Ｄ圧縮積立金積立超過額			10,000,000	10,000,000 ●
建物Ｃ			789,170	789,170●
機械装置Ｄ			83,612	83,612●
特別償却準備金	400,000			400,000●
建物Ｃ圧縮積立金認定損			△ 30,000,000	△ 30,000,000
機械装置Ｄ圧縮積立金認定損			△ 10,000,000	△ 10,000,000 ●
特別償却準備金取崩不足額			1,800,000	1,800,000●
土地Ｅ			5,405,600	5,405,600●
建物Ｆ			14,685,834	14,685,834●
未払賞与			13,300,000	13,300,000●
還付法人税及び地方法人税	5,101,900	5,101,900		0
還付住民税	430,900	430,900		0 ●
未収法人税等	△ 7,924,500	△ 7,924,500		0●
繰越損益金	266,854,223	266,854,223	279,854,223	279,854,223●
納税充当金	52,500	52,500	13,736,700	13,736,700●
未納住民税	△ 52,500	△ 52,500●		

（無断複写・転載を禁ず）

(2)

当期控除額	● 2,128,294円
翌期における繰越控除限度超過額	● 310,706円

計算過程

1　雇用者給与等支給額

361,600,000＋63,000,000－13,300,000－2,700,000＝408,600,000

2　比較雇用者給与等支給額　400,000,000

3　適用判定

$$\frac{408,600,000-400,000,000}{400,000,000}=0.0215 \geqq 1.5\%$$ ∴　適用あり●

4　控除率の上乗せ措置

①　賃上げ

$$\frac{408,600,000-400,000,000}{400,000,000}=0.0215 < 2.5\%$$ ∴　適用なし●

②　教育訓練費

イ　$\frac{3,500,000-3,000,000}{3,000,000}=0.1428\cdots \geqq 5\%$

ロ　$\frac{3,500,000}{408,600,000}=0.0085\cdots \geqq 0.05\%$　∴　適用あり（10%）●

③　両立支援・女性活躍

当期にくるみん認定を受けているため、適用あり　（５%）●

5　控除対象雇用者給与等支給増加額

①　雇用者給与等支給増加額

408,600,000－40,000,000＝8,600,000

②　調整雇用者給与等支給増加額

(408,600,000－950,000)－(400,000,000－450,000)＝8,100,000

③　①＞②　∴　8,100,000

6　税額控除額

①　税額控除限度額

8,100,000×(15%＋10%＋５%)＝2,430,000

②　税額基準額

10,641,472×20%＝2,128,294

③　①＞②　∴　2,128,294

7　繰越税額控除限度超過額

2,430,000－2,128,294＝301,706